



介護保険を使って 住宅改修をしたい！ と考えている方へ

■費用のめやす

●工事費の1割から3割が自己負担分であり、原則として、生涯で20万円の限度額となります。

(例: 20万円までの工事費が対象になるため、負担割合が1割の被保険者自宅にスロープ設置工事をし、21万円かかった場合、限度額の9割である18万円が支給され、残りの3万円が自己負担となります)

■支払い方法

償還払い……利用者は販売業者に、工事費の全額を支払います。申請後、対象額の7～9割が利用者に支給されます。

受領委任払い……利用者は販売業者に、工事費のうち自己負担分の金額を支払います。申請後、業者に対象額の7～9割が支給されます。

※以下のいずれかにあてはまる場合、受領委任払いは利用できません！

- ①介護保険料に滞納がある。
- ②介護認定の新規申請中で、認定結果がまだ出ていない。
- ③入院中・入所中で、被保険者証の住所に実際に住んでいない。
- ④引越し等の都合で、被保険者証の住所地と異なる場所の建物をあらかじめ改修しようとしている。

申請書等の
ダウンロードは
こちら↓



お問い合わせ

○伊勢崎市役所 介護保険課(代表) TEL 24-5111
・給付係 TEL 27-2743



※正式な手続きで申請が行われなかった場合、住宅改修費の支給が受けられない場合があります。必ず、一連の流れを確認してから申請を進めましょう！

① 要介護/要支援の認定を受ける

住宅改修費の支給申請対象となるのは、要支援1～要介護5のいずれかの介護度で認定を受けた方です。介護認定を受けたことがなければ、まずは要介護認定申請から始めましょう。

Q.介護認定審査の結果が出るまで工事はできないのですか？

A.要介護認定申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことはできます。ただし、認定結果が「非該当」だった場合は支給を受けることができません。

② ケアマネジャーに相談する

※担当ケアマネジャーがいない場合は、お住まいの地域の地域包括支援センターに相談しましょう。

検討している工事が住宅改修の対象となるのか、被保険者本人の身体状況を踏まえてアドバイスをもらいましょう。

- 「対象となる工事の種類」に該当するか？
- 被保険者本人の生活に必要な工事か？…etc



内容がまとまったら、「理由書」を作成してもらいます。

③ 施工業者を選定する

施工業者の指定はありません。
※業者への依頼ではなく家族が工事を行う場合は、事前に事務局へご相談ください！



④ 事前申請書類の提出

指定の書類を揃え、事務局に提出してください。書類が整ってからおおむね1週間以内に確認済通知書を発送します。

⑤ 着工

確認済通知書が届き次第、工事を始めてください。

確認済通知書の発送前に工事を行った場合、工事費の支給はできませんのでご注意ください！

- 工事の金額が予定よりも高額になってしまった！
- 壁が脆くて、予定していた手すりが取り付けられなかった！
- 手すりが短くなってしまった！

⑤-2変更申請

事前申請時の工事内容や金額から変更があった場合、変更申請が必要になります。工事を一度中断して頂き、事務局にご連絡をお願いいたします。

⑥ 工事代金の支払い

工事が事前申請通り(あるいは変更申請後の内容通り)に終わったら、施工業者に代金を支払い、領収書を発行してもらいます。

⑦ 完了報告書類の提出

指定の書類を揃え、事務局に提出してください。書類が整ってからおおむね1ヶ月以内に振込を行います。

⑧ 支給決定/振込

振込前に住宅改修費支給決定通知書が届きますので、内容を確認してください。

